

現業職員就業規則及び鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 7月31日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第7号

現業職員就業規則及び鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

(現業職員就業規則の一部改正)

第1条 現業職員就業規則(昭和45年鳥取県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)第1条第2項に規定する現業職員(以下「職員」という。)の労働条件に関しては、法令に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>(この規則の趣旨)</p> <p>第1条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年10月鳥取県条例第37号)第1条第2項に規定する現業職員(以下「職員」という。)の労働条件に関しては、法令に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。</p>
<p>(勤務時間、休暇等)</p> <p>第2条 職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(勤務時間、休暇等)</p> <p>第2条 職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年12月鳥取県条例第35号)の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</p> <p>2 略</p>
<p>(育児部分休業)</p> <p>第3条 職員の育児部分休業(当該職員がその<u>小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)</u>について勤務しないことをいう。)については、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</p>	<p>(育児部分休業)</p> <p>第3条 職員の育児部分休業(当該職員がその<u>3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を</u>勤務しないことをいう。)については、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第9条の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</p>

(鳥取県立学校管理規則の一部改正)

第2条 鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
-----	-----

(部分休業の承認)

第41条の2 職員の部分休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条に規定する部分休業をいう。)は、校長がこれを承認する。

(部分休業の承認)

第41条の2 職員の部分休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第9条に規定する部分休業をいう。)は、校長がこれを承認する。

附 則

この規則は、平成19年8月1日から施行する。